

温室の使用許可条件

- 1 利用時間
4月1日～10月31日：午前7時～午後7時30分
11月1日～3月31日：午前7時～午後6時
※管理者が温室を囲うフェンスの開錠、施錠を行います。
- 農具・肥料等は、使用者各自で管理してください。
- 2 使用の許可を受けた温室の区画は、除草(草取り)を行ない、常にきれいな状態で管理して下さい。
- 3 使用許可期間を超える宿根性植物や、植木・果樹等の栽培は認めません。
- 4 公共物を利用した栽培等を行ってはいけません。
※公共物の安全性に影響を及ぼし、事故につながる可能性があります。
- 5 収穫物の残りや除草後の雑草等は、使用者の責任において処理してください。
- 6 温室の使用者は、使用許可期間満了の日までに当該温室区画を整理し、市の検査を受けたのちに返還してください。
- 7 温室使用の権利を第三者に譲渡及び転貸してはいけません。
- 8 許可期間満了後に放置された栽培物・私物等は、市で処分いたします。
- 10 温室使用上の自然災害、獣害、病害虫又は盜難等による栽培作物等の損害や、農園使用者間でのトラブル等に対して、市は責任を負いません。
- 11 営利を目的とした栽培を行ってはいけません。
- 12 散水栓の使用にあたっては、節水に努めてください。
- 13 万が一、許可期間の途中で使用を終了し返還する場合は、使用料は原則還付しません。

※温室の除草後の草や木の枝、肥料の袋、ポリ缶等は、各個人で持ち帰りをお願いします。ゴミ捨てを目撃した場合、温室の使用許可取り消しを行う場合があります。